



バーチャルネット法律娘

真紀奈と一緒に解決！

インターネットの気になる

法律相談所

illust: Nekomata Naomi

バーチャルネット法律娘・真紀奈
17歳という年齢にもかかわらず法律にはめっぽう強く、プロ筋のファンも多い。ホットワイアードの『デジタル虎の穴』ではネット界のうさぎを相手に論客ぶりを発揮する謎の女子高生？
URL <http://homepage3.nifty.com/machina/>

こんにちは、真紀奈です。前回から始まったこの連載ですが、みなさんからいただいたインターネットの法律的な疑問を弁護士の小倉秀夫先生と一緒に答えていこうというものです。今回はなにやら非常に難しそうな質問がやってきましたが、……果敢にチャレンジしていきますので、みなさんドシドシお便りください。では早速、第2回を始めたいと思います。

Question

P2Pのファイル交換サービスは米国では合法だと聞いています。けれど、日本でWinnyの開発者が逮捕されているということは、日本では開発自体も違法になるのでしょうか？

[真紀奈(以降、真)]: Winny事件ですか、……難しい話題ですね。米国の話ですけど、確かに今年の8月19日にGroksterというP2Pのファイル交換サービスを運営する会社に「著作権侵害の責任はない」という判決が出てます。最高裁での判決はまだ確定したわけではないですから、最終的にどうなるかわからないですけど……。しかし、なんで国際的にも無罪判決が出るような状況のものを、日本では刑事事件として訴えたんでしょうね？

[小倉(以降、小)]: 米国の裁判所の場合は、ツールやサービスが著作権侵害以外にも使われている場合はセーフだと考えるんですが、日本の場合は、著作権侵害に使われないようにしてい

なければアウトだという状況があるからだと思いますよ。

Winny事件の教訓で 開発者はソフトを作れない?の巻

[真]: それって結構無茶な気もするんですけど、100パーセント著作権侵害に使われてはいけないということですか？

[小]: 日本MMOという会社が運営しているP2Pファイル交換サービスの「ファイルログ」が日本音楽著作権協会なんかに訴えられている裁判では、そういう感じで進められていますね。

[真]: それだと、ほかにも中止されそうなものはいっぱいありますね。米国ではビデオデッキでテレビ番組を録画するのは合法だというベータマックス事件の判断から、ファイル交換サービスの合法が導かれているわけですけど、日本にはこういう判例はないんですか？

[小]: そういう裁判が起きてないんですよ。ベータマックス事件では、「ソニーは著作権の寄与侵害をしている」ということをテレビ番組の製作会社が訴えたわけですが、日本では大きな企業や団体を訴えない傾向があるものですから。

[真]: 日本の著作権者の立場は、メーカーに比べて弱いというわけですね。

[小]: というか、著作権者が弱いせいじめをしているという感じがしますね。

[真]: とところで、Winnyの開発者は著作権侵害の帮助(ほうじょ)という罪状で捕まわれていますけど、これはどうしてなんでし

よう。真紀奈は著作権侵害に「幫助」なんて使えるんだってびっくりしましたけど。

[小]: 幫助の規定は刑法総則にあるので刑罰法規全体に適用できますから、それ自体は不思議ではないんですけどね。まあファイルログで使われた「利用主体拡張の法理」を、刑事裁判で使えるかという点にそれは気が引けたのでしょ。

[真]: あ、それ知ってます。スナックにカラオケ設備を置いてお客さんに歌ってもらえるようにした場合は、お店の経営者が著作権料を支払わなければならないという判例で使われた法理ですよ(クラブ・キャッツアイ事件)。著作権の侵害が行われている場所の管理者が著作権侵害の主体になるという……。

[小]: そうですね。それにWinnyの場合は、著作権侵害以外の送信にも使えるんですよ。そういう道具を提供したことをはたして幫助といえるのかという問題もあります。

[真]: 直接侵害者を助けたという感じではないですからね。Winnyの開発者については真紀奈はあんまり違法だという気がしないです。裁判の結果どうなるかはわかりませんが……。まあ、Winnyが違法ではないとしても著作権の侵害が行われている状態を放置するのはどうかと思いますね。

[小]: 基本的には侵害している人間にアタックするべきなんです。アメリカなどはそうしていますから。それも民事裁判で次々と訴えていますよ。

[真]: そういえばなんで日本は民事裁判ではなく、刑事裁判として訴えることが多いんですか？

[小]: 民事裁判だと原告が自分の責任で裁判をやらないといけませんからね。刑事裁判だとお金がかかりませんから。

[真]: 確かに刑事裁判なら原告は弁護士代がいりませんが、本当にそういう理由だったんですか？

[小]: そうなんです。しかし、中立的な道具を配布したことを幫助と認めると、ことはインターネット業界に限らないことになると思うんですけどね。

[真]: 中立的っていうのは、犯罪にも合法目的にも使えるってことですよ。確かに、そういうことをするとインターネット業界だけでもかなり大変なことになりそうな気がします。

[小]: とりあえず著作権侵害にも使われる可能性があるサービスを日本で使えなくすると、技術革新も遅れるでしょうね。

[真]: うーん、やっぱり合法的な利用をどれだけ伸ばすかということなんですか。「ファイル交換 = 悪」という印象を払拭するにはどうすればいいんでしょうね……。今回はちょっと歯切れが悪くなってしまいましたが、結論としてはWinnyと同じような技術を開発するのは怖いことになるかもしれないのが現状のようです。でも、真紀奈的にはどんどんあたらしいものを作り出してほしいんですけどね。



歌っている人じゃなくて場所を提供している人が著作権「侵害者」

利用主体拡張の法理

カラオケ法理とも呼ばれてます。これは著作権が侵害されている場所が営利目的で運用されていて、その場所で著作権の侵害を管理できる人を著作権侵害をしている人とみなすというものです(最高裁昭和63年3月15日判決)

本来は、カラオケ喫茶やカラオケボックスでの著作権の侵害者は、歌を歌っているお客さんなんですけど、この法理のためにカラオケボックスの経営者が歌を歌っている(=直接の侵害者)ということにされて、侵害者であると導かれています。同様に、ファイル交換サービスでも著作権を侵害しているのはユーザーなのに、サービス運営者が侵害者だと今のところされているんですよ。

相談募集中!

インターネットの法律に関する質問があったら下のアドレスにメールを送ってね。真紀奈と小倉先生が相談に乗ります!

✉ im-oubo@impress.co.jp

日本では、著作権侵害に使われないようにしていなければアウトになるかも。



小倉秀夫
東京平河法律事務所に所属する弁護士。中央大学法学部講師も務める。コンピュータに明るく、古くは「大阪FLMASK事件」や元祖P2P裁判の「ファイルログ事件」の弁護人を務める。著作権に関する法律も詳しい。

☞ <http://benii.cocolog-nifty.com/>



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp